

一般競争入札に係る運用の見直しについて

昨今の工事請負契約における入札不調に鑑み、予定価格の事後公表及び共同企業体の運用の見直しを行います。

1 予定価格の事後公表の終了

(1) 経緯

- ・入札における適正な競争を維持することを目的に、2023年1月から2026年3月31日までの間、建築工事、設備工事において5,000万円以上1億7,000万円未満の案件を対象に予定価格の事後公表を試行的に導入
- ・2024年3月1日以降の公告分からは、予定価格1億7,000万円以上5億円未満の一般土木工事を新たに対象とし、また建築工事の上限を5億円未満、設備工事の上限を4億円未満に拡大
- ・最低制限価格が推測されにくくなり、事業者の積算努力による適正な競争の確保に一定の効果

(2) 現状と課題

工事全体（2026年2月末開札までの件数）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
工事	186件	166件	115件	135(18)件	175(36)件	126(24)件
くじ	19件	54件	25件	11(0)件	13(0)件	6(0)件
不調・中止	19件	12件	5件	23(7)件	55(15)件	24(12)件
不調・中止の発生率	10.2%	7.2%	4.3%	17.0(38.9)%	31.4(41.7)%	19.0(50.0)%

※（ ）は予定価格事後公表の件数

- ・予定価格事後公表の入札案件は、不調・中止の発生率が高い
- ・市内事業者のアンケートでは、予定価格の事前公表を希望する事業者が6割以上
- ・最低制限価格の上限を予定価格の90%から92%に見直したことにより、くじが減少

(3) 他自治体の状況

- ・多摩26市は「事前公表」15市、「事後公表」が9市、「予定価格による」が2市
- ・事前公表している理由は次のとおり
 - 不調対策
 - 予定価格等を不正に入手しようとする働きかけや官製談合の防止
 - 積算の妥当性の向上を図り、併せて工事の品質を確保するため

(4) 今後の予定

- ・2026年3月31日の試行期間満了をもって、予定価格の事後公表を終了

2 建設工事に係る共同企業体の取扱いの変更

(1) 現状と課題

- ・町田市では、共同企業体の構成要件を次のように定めていた
 - ▶代表者(第1位構成員)：大規模事業者（資本金3億円超、従業員300人超）
 - ▶第2位・第3位構成員：中小規模事業者（資本金3億円以下、従業員300人以下）
- ・市内事業者から「中小規模事業者であっても十分な技術力や実績のある者が代表者になれば、工事の品質も確保でき、市内事業者が入札に参加する機会も広がる」との声があった
- ・大規模な工事の入札は、不調・中止が多い

共同企業体での参加を認めた大規模工事の入札結果（2026年2月末開札までの件数）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
共同企業体対象工事	0件	0件	0件	8件	6件	5件
共同企業体が落札	0件	0件	0件	2件	2件	1件
不調・中止	0件	0件	0件	6件	1件	4件

(2) 他自治体の状況

- ・多数の自治体では、大規模事業者を共同企業体の要件としていない
- ・共同企業体の代表者には工事实績や経営事項審査の総合評定値を要件としている

(3) 取扱いの変更点

- ・2026年度に公告する入札案件から、大規模事業者の要件を削除する
- ・工事の品質は、他自治体と同様に工事实績や経審点を要件にすることで確保する

(4) 期待される効果

- ・共同企業体の代表者になることができる事業者数が増加する

工事の種類(例) (2026年2月末時点調べ)	変更前	変更後
予定価格10億円の土木工事	15者	41者 (+26)
予定価格15億円の建築工事	24者	39者 (+15)
予定価格6億円の電気設備工事	39者	70者 (+31)